

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○救急病院である旨の告示 (医療課)	293
○公共測量の終了 (用地課)	〃
○重要開発調整池の設置の完了 (中丹西土木事務所)	〃
○建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の変更 (建築指導課)	294
公 告	
○建築基準法に基づく区域の認定 (乙訓土木事務所)	〃

○建築基準法に基づく区域の認定の取消し (乙訓土木事務所)	294
-------------------------------	-----

教 育 委 員 会

○教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則	〃
-------------------------	---

公 安 委 員 会

○警備業法に基づく検定の実施	295
----------------	-----

告 示

京都府告示第263号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和 7 年 5 月 2 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年月日	認定期限
医療法人社団恵心会京都武田病院	京都市下京区西七条南衣田町11	令 7. 4. 1	令 10. 3. 31

京都府告示第264号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和4年京都府告示第358号）が令和7年3月28日終了した旨測量計画機関の長である城陽市長から通知があった。

令和 7 年 5 月 2 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
城陽市全域

京都府告示第265号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和7年京都府告示第50号）が令和7年3月31日終了した旨測量計画機関の長である精華町長から通知があった。

令和 7 年 5 月 2 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
相楽郡精華町地内

京都府告示第266号

災害からの安全な京都づくり条例（平成28年京都府条例第41号）第20条第1項の届出に係る次の重要開発調整池については、同条例第18条第2項の技術的基準に適合すると認める。

令和 7 年 5 月 2 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 重要開発調整池の所在地
福知山市長田野町二丁目51番 1、51番 3
- 2 重要開発調整池の所有者の名称、代表者の氏名及び
主たる事務所の所在地
クラシエ株式会社
代表取締役 草柳 徹哉
東京都港区海岸三丁目20番20号



京都府告示第267号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の 8
第 2 項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判
定機関から変更の届出があった。

令和 7 年 5 月 2 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定構造計算 適合性判定機 関の名称	指定構造計算適 合性判定機関の 住所	構造計算適合性判定の 業務を行う事務所の所 在 地	変 更 年 月 日
一般財団法人 日本建築セン ター	東京都千代田区 神田錦町一丁目 9	新 本部 東京都千代田区神 田錦町一丁目 9 大阪事務所 大阪府中央区本町 一丁目 4 の 8	令 7. 4. 30
		旧 本部 東京都千代田区神 田錦町一丁目 9 大阪事務所 大阪府中央区南本 町一丁目 7 の 15	

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第 2 項の
規定による認定を次のとおり行った。

なお、その関係図書は、所管の京都府土木事務所にお
いて縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 2 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

認 定 年 月 日	所管土木 事務所名	建築物の 位 置	対象区域に含まれる 土 地 の 地 名 地 番
令 7. 4. 21	京都府乙 訓土木事 務所	上記関係表 示のとおり	京都市西京区大原野東野町 4 の 12、4 の 17、4 の 19、4 の 20、4 の 44、向日市向日町北山38の 2 の一部、39の 3、47の 2、73の一部、74の 3、80、寺戸町天狗塚14の 3、15の 3、16の 2、17の 1、28、29、31、34

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の 5 第 2
項の規定による認定の取消しを次のとおり行った。

令和 7 年 5 月 2 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

取 消 年 月 日	所管土木 事務所名	対象区域に含まれる 土 地 の 地 名 地 番
令 7. 4. 21	京都府乙 訓土木事 務所	京都市西京区大原野東野町 4 の 12、4 の 17、4 の 19、4 の 20、4 の 44、向日市向日町北山38の 2 の一部、39の 3、47の 2、73の一部、74、80、寺戸町天狗塚14の 3、15の 3、16の 2、17の 1、28、29、31、34

教 育 委 員 会

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則をこ
こに公布する。

令和 7 年 5 月 2 日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

京都府教育委員会規則第 7 号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（昭和49年京都府教育委員
会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式の備考、別記第 6 号様式の 2 の備考、
別記第 7 号様式の備考、別記第11号様式の備考及び別記
第13号様式の備考中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の教育職員免許に関する規則
別記様式による用紙は、当分の間、この規則による改
正後の教育職員免許に関する規則別記様式による用紙
とみなし、所要の調整をして使用することができる。

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第68号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和7年5月2日

京都府公安委員会

委員長 在 田 正 秀

1 検定の種別及び級、方法、実施期日、実施時間並びに実施場所

種別及び級	方法	実施期日	実施時間	実施場所
雑踏警備業務2級	学科試験	令和7年8月6日（水）	午前10時から正午まで	京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3 京都府警察本部
	実技試験	令和7年9月6日（土）		京都市伏見区羽束師古川町647番地 京都府警察自動車運転免許試験場
交通誘導警備業務2級	学科試験	令和7年8月6日（水）	午後2時から午後4時まで	京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3 京都府警察本部
	実技試験	令和7年9月6日（土）		京都市伏見区羽束師古川町647番地 京都府警察自動車運転免許試験場

備考 学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

2 試験の科目

(1) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 人の雑踏する現場における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 人の雑踏する現場における負傷等の事故が発

生した場合における応急の措置に関すること（護身の方法に関することを含む。）。

(2) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること（護身の方法に関することを含む。）。

3 受検定員

各20人

4 検定対象者

検定対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 京都府内に住所地を有する者
- (2) 京都府内に所在する営業所に属する警備員である者

5 受検申請の手続

(1) 事前申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に、次により電話で事前申込みを行い、検定申込受理番号を取得すること。

ア 受付期間

令和7年7月1日（火）から令和7年7月3日（木）まで（受付時間は、午後1時から午後5時までとする。）とする。

イ 申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）とする。

ウ その他

- (ア) 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- (イ) 電話1本につき、1人の受付とする。
- (ウ) 受検定員に達したときは、締め切るものとする。

(2) 検定申請書の提出

ア 提出期間

令和7年7月16日（水）から令和7年7月18日（金）まで（提出時間は、午前9時から午後3時30分までとする。）とする。

イ 提出書類

- (ア) 検定申請書 1通
- (イ) 4の検定対象者に該当する者であることを証明する次に掲げる書類
 - a 4の(1)として申請する場合
住所地を疎明する書面 1通
 - b 4の(2)として申請する場合

京都府内に所在する営業所に属する警備員であることを疎明する書面 1通

(ウ) 写真（検定申請書提出の日前6箇月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

(エ) 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、受検者本人の委任状 1通

ウ 提出先

(ア) 4の(1)として申請する場合

その者の住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）

(イ) 4の(2)として申請する場合

その者が属する京都府内に所在する営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

エ 提出方法

検定を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。

6 受検に必要なもの

(1) 学科試験

受検票及び筆記具を持参すること。

(2) 実技試験

筆記具及び運動靴を持参すること。

なお、警備員である者は制服及び制帽を着用し、警備員以外の者は作業服等活動しやすい服装を着用すること。

7 検定手数料

検定手数料は、検定申請書の提出時に納付すること。

(1) 雑踏警備業務2級

13,000円

(2) 交通誘導警備業務2級

14,000円

8 問合せ先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線3033）